

第196号

# くらしウォッチャーだより

## contents

★大崎市消費生活ウォッチャー 9月調査結果から  
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

### 【新手の詐欺】「〇〇ペイで返金します」に注意！

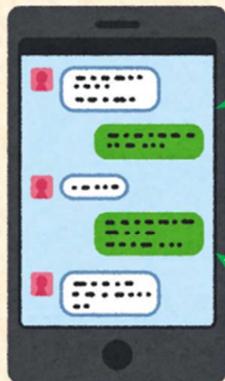
**〇〇ペイで返金します  
と言われたら、詐欺を疑ってください！**

① ネットショッピングした  
が商品が届かない



新手詐欺

② サイト事業者から  
返金の連絡



商品が準備できないので返金します。

**〇〇ペイで返金  
します。送った〇〇  
ペイのリンクを  
タップしてください。**

③ 電話で指示されながらスマホ  
操作したら、返金してもらはず  
が送金してしまった



すぐに最寄りの消費生活センターや警察へ  
\* 消費者ホットライン:「188(いやや!)」番  
\* 警察相談専用電話:「#9110」番

独立行政法人  
国民生活センター  
2023年9月

ーネットショッピング代金を返  
金するふいをして、  
送金させる手口ー

#### ●詐欺の手口

1. ネットショッピングしたが商品が届かない。
2. メールや電話でショップから返金の連絡がある。
3. LINE でやり取り。
4. リンクをタップすると〇〇ペイの画面が開き、言われるままに操作する。
5. 返金してもらはずが送金しちゃった。

#### ●消費者へのアドバイス

ネットショッピングの代金を銀行振込しているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うのは極めて不自然です。

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはせず、最寄りの消費生活センターや警察等に相談してください。

# 消費生活関連

9月中旬に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

## 電話勧誘

\* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です \*

- ・「靴や服などなんでも良いので不要品はないか。」という電話だったが、「何もない。」と断った。
- ・「近くまで来ているのでどんな商品でも良いので買い取らせてください。」という電話が来たが、「ありません。」とすぐに断った。
- ・保険の見直しという電話が来た。

## 消費生活相談員からのコメント

報告では、「訪問して買取る。」との勧誘電話が多く寄せられています。国民生活センターによれば、購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられており、ここ数年増加しています。契約当事者が60歳以上の割合が全体の8割近くを占めているという特徴があり、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。訪問購入については、特定商取引に関する法律においてルールが定められていますが、相談の内容をみると、ルールを守らない購入業者によるトラブルが生じています。

不要な場合には、曖昧にせずきっぱりと「お断りします。」と断る勇気を持ちましょう。

## 訪問販売

- ・「屋根の塗装が一部はがれているところがあるが、リフォームする予定はないか。」という勧誘だったが断った。
- ・新聞広告で、懸賞に応募したことがあり、その件で自宅を訪問されて、「残念ながら商品は外れましたが、期間限定で新聞購読してもらえたら、応募した商品を特別に2つ差し上げると言われましたが、「無理です」とお断りしても、限定ですのでと何度も言われた。

## 通信販売

- ・キャンペーンの応募で健康食品が一カ月分無料で届くというチラシが郵便受けに入っていた。
- ・最近リフォームの助成金などが数種類出ているせいか、新聞の折り込みチラシなどのリフォーム会社の宣伝が多いようだ。

## 消費生活相談員からのコメント

屋根工事の点検トラブルが増えています。悪質な業者は突然訪問し消費者が断りにくい話をして近づいて来ます。例:「近所で工事をしている者です。」「お宅の屋根が壊れているのが見えました」「無料で見てあげます」などと伝えて消費者を不安にさせ、点検や工事の契約を勧めてきます。実際に屋根が壊れていると業者の話を信じて工事を依頼したが後から、不要な工事と分かった、工務店に調べてもらったら高額な工事契約であり解約したいという相談もありました。契約は、よく考えて慎重に判断しましょう。突然、訪ねて来て点検を迫るような事業者に自宅を点検させない。不安な場合には、家族等に相談してから、急いで契約しないことも大切です。

懸賞広告は、新聞購読契約勧誘の糸口かもしれません。懸賞に応募したりアンケートに答えることで、個人情報や嗜好情報等が取得される事も懸念されますので、ご注意ください。

# 食品の品質表示

9月中旬に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈9月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	ピーマン	名称・産地	22	有	22
					無	0
		ぶどう	名称・産地	22	有	22
					無	0
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	鶏肉	名称・産地	22	有	22	
				無	0	
加工食品		茶碗蒸し	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	10	有	9
					無	1

## ◆報告

- ・トマト・ほうれん草など高値の野菜が多い。今年の夏の酷暑の影響が出ているようだ。
- ・外国産の鶏肉はものは国名で表示されているが、国産のものは、産地の他にブランド名も書かれているので安心感がある。国産と表示してある商品は外国産のものより値段が高くなっている。
- ・パック詰めのだうだが、底に近い部分の何粒かつぶれていた。
- ・貝は青森むつ湾産だった。
- ・単品のトビウオの刺身の産地が明記されていなかったなので店の方に直接尋ねた。
- ・鶏肉については「国産、東北産」の表記は曖昧過ぎると思う。

## 消費生活相談員のコメント

「鶏肉の産地表示が国産、東北産との表記で曖昧」との報告がありました。食肉については「国産品は国産である旨、輸入品は原産国名」が表示され、「主たる飼育地」がある都道府県や市町村名、一般に知られている地名で表示される場合もあります。2か所以上で飼育された場合は一番長い間飼育されていた場所が「主たる飼育地」となります。この他「アレルギーと書かれていなかった」との報告がありました。商品によっては「アレルギー表示欄」が設けられているものもありますが、特に「アレルギー」という文字が書かれていなくても、「原材料欄」に「卵」「かに」「マヨネーズ(卵を含む)」「チョコレート(乳成分を含む)」などの表記があれば「アレルギー表示あり」ということになります。皆さんも加工食品の原材料表示を見る機会があれば一度、確認してみましょう。

(参考:消費者庁「知っておきたい食品の表示」)

## ～編集後記～

10月19日、「第2回大崎市消費生活ウォッチャー会議」を開催しました。新年度を迎えてから半年、皆さんから毎月いただく情報は、市内の方がどのような事業者からどのような勧誘を受けているのか、市内の店舗で販売されている食品の表示が適切であるかといったことを知る重要な情報です。

今後も消費者被害の未然防止のために役立てていきたいと思えます。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

**大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)**

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階)

